



公告

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

平成23年4月21日

長野県知事 阿部守一

1 業務の概要

(1) 業務名

高速情報通信ネットワーク整備事業業務委託

(2) 業務の目的

現在運用中の県機関、市町村機関及び地方行政独立法人長野県立病院機構を接続する高速情報通信ネットワークである「情報ブロードウェイながの」から円滑に移行可能な次期高速情報通信ネットワークを構築し、県民サービスの向上に資するものとする。

(3) 業務内容

公募型プロポーザル方式(技術者評価型)に係る説明書(以下「説明書」という。)によります。

(4) 履行期間

平成24年7月1日から平成29年6月30日まで

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1) 参加者の資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

イ 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

ウ 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

エ 過去5年以内に国又は地方公共団体の委託を受けて、高速情報通信ネットワーク整備事業業務と同種の業務を誠実に履行した実績を有すること。

オ 高速情報通信ネットワーク整備事業業務に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されていること。

(2) 共同企業体を構成する場合の事項

ア 共同企業体を構成する全ての者は、(1)アからウまでに掲げる事項に該当する者であることとします。

イ 共同企業体を構成する者のうち、1者以上が(1)エ及びオに掲げる事項に該当する者であることとします。

3 応募の方法

(1) 説明書の交付

説明書は、長野県企画部情報統計課で交付します。なお、長野県ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/josei/kobo/kobo.htm#kobo>)からダウンロードできます。

(2) 技術提案書の提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 平成23年5月31日(火) 午後5時

郵送による場合は、平成23年5月30日までの消印のあるものに限り受け付けます。

イ 提出場所 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県企画部情報統計課

電話 026(235)7138

ウ その他 技術提案書の提出を希望する者は、平成23年

5月19日(木)までに説明書に定める参加表明書をイの場所に提出してください。

4 その他

(1) その他詳細については、説明書によります。

(2) この公募について不明な事項は、長野県企画部情報統計課(電話 026(235)7138)に問い合わせてください。

5 Summary

(1) Nature of the service to be commissioned:
Comprehensive service for high-speed information and communications network

(2) Contract duration:
From July 1, 2012 through June 30, 2017

(3) Contact place for the tender information: description/ conditions/ and other inquiries:
Information Statistics Division, Planning Department, Nagano Prefecture
692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano City
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)
TEL: 026-235-7138

Tender information is also available on the following official website:
(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/josei/kobo/kobo.htm#kobo>)

(4) Time limit and the delivery location for the proposal document:

Time: 5:00 PM May 31, 2011

*Submission by mail must be postmarked on or before May 30, 2011

Place: Information Statistics Division, Planning Department
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

(5) Other:

a. Those who would like to tender the proposal document are required to submit the letter of intention in advance to the location mentioned above in article (4) no later than May 19, 2011.

b. For details otherwise described here shall be in accordance with the description issued by Information Statistics Division, Planning Department of Nagano Prefecture.

情報統計課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年4月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年4月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人虔十公園林の會
- 3 代表者の氏名
依田 雄
- 4 主たる事務所の所在地
小諸市大字山浦5179番地1 茶房読書の森内
- 5 定款に記載された目的

この法人においては、ひとの営為の美しさと天然の自然の美しさとをともに実現していこうとする価値行為とその成果をば最高の理念とします。この理念の遂行のために当法人は、小諸市御牧ヶ原を活動の拠点として、この台地とその近在に在住する方達、観光・旅行等でこの地を訪ねる方達等、広く一般市民に対して、環境保全、アート活動、また障害児・者に関わる支援活動を行います。これによって、地域的美観形成と生態系の再生による地域の活性化・まちづくりの一翼を担い、また、一般市民の精神衛生・美意識の向上を促進するとともに障害児・者の福祉にも貢献することにより、広く公益に寄与することを目的とします。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成23年4月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
長野県税務電算システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県総務部税務課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年3月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
 - (1) 名称 富士通株式会社長野支社
 - (2) 所在地 長野市鶴賀緑町1415
- 5 随意契約に係る契約金額
40,068,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

税務課

公告

調理師試験を次のとおり行います。

平成23年4月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時
平成23年9月7日（水） 午後1時から午後3時まで
 - (2) 場所
保健福祉事務所（保健所）の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。
- 2 試験の科目及び方法
次の科目について、筆記試験により行います。
食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学 食品衛生学 調理理論
- 3 受験資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条、調理師法（昭和33年法律第147号）附則第3項又は調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 調理師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）
 - イ 履歴書
 - ウ 調理業務従事証明書（所定の用紙を用いてください。）
 - エ 写真（上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの）

なお、平成22年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理された者は、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。
 - (2) 受験手数料
受験手数料（6,200円）は、長野県収入証紙により（受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。）納付してください。
 - (3) 受付期間
平成23年7月12日（火）から平成23年7月14日（木）まで（郵送による場合は、平成23年7月14日までの消印があるものに限り受け付けます。その際、80円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。）
 - (4) 受付場所
希望する受験地に所在する保健福祉事務所（保健所）（長野市を受験地として希望する場合にあっては、長野市保健所）
- 5 受験票の交付
受験願書を受理したときは、受験票を交付します。
- 6 合格者の発表
平成23年10月6日（木）に受験願書を受け付けた保健福祉事務所（保健所）及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。
- 7 その他
 - (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所（保健所）又は長野市保健所にしてください。

- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成23年4月21日

長野県知事 阿部守一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成23年9月7日(水) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技

3 受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。)附則第3項又は製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。)附則第2項に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条、法附則第3項又は省令附則第2項に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 法附則第2項に規定する者

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 製菓衛生師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)

イ 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し(原本も持参してください。)若しくは卒業証明書(郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。)若しくは当該施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は菓子製造業従事証明書(所定の用紙を用いてください。)

ウ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、平成22年度に長野県が実施した製菓衛生師試験において、製菓衛生師試験受験願書に上記イに掲げる書類を添付して受理された者は、イに掲げる書類の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料(9,400円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成23年7月12日(火)から平成23年7月14日(木)まで

(郵送による場合は、平成23年7月14日までの消印のあるものに限り受け付けます。その際、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合には、長野市保健所)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

平成23年10月6日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

- (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)又は長野市保健所に行ってください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成23年4月21日

長野県知事 阿部守一

1 試験日時

平成23年8月4日(木) 午前10時から正午まで

2 試験場所

試験地	試験場
佐久市	長野県佐久合同庁舎(佐久市跡部65-1)
伊那市	長野県伊那合同庁舎(伊那市荒井3497)
松本市	長野県松本合同庁舎(松本市大字島立1020)
長野市	長野県庁(長野市大字南長野字幅下692-2)

3 試験の区分

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 筆記試験

- ア 毒物及び劇物に関する法規
- イ 基礎化学
- ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験(筆記方式)

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験資格

学歴、年齢及び経験は問いません。

6 受験手続

(1) 提出書類

- ア 受験願書
- イ 写真1枚(出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの)

(2) 受験手数料

受験手数料(10,700円)は、長野県収入証紙により(受験願書に貼って、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成23年6月1日(水)から6月17日(金)までの日曜日及び土曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで(郵送による場合は、平成23年6月17日までの消印があるものに限り受け付けます。)

(4) 受付場所

ア 次の表に掲げる最寄りの保健福祉事務所

名 称	所 在 地
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1
上田保健福祉事務所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678
木曾保健福祉事務所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健福祉事務所	松本市大字島立1020
大町保健福祉事務所	大町市大町1058-2
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1
北信保健福祉事務所	飯山市大字静岡町尻1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

イ 長野県健康福祉部薬事管理課(県庁専用郵便番号380-8570、住所記載不要)

ウ 次の表に掲げる保健福祉事務所支所では受験願書の受付はできませんのでご注意ください。ただし、受験願書の配布は行います。

名 称	所 在 地
飯田保健福祉事務所阿南支所	下伊那郡阿南町北条2009-1

(5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

(6) 注意事項

ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。

イ 受験願書提出後の試験の区分及び試験場所の変更はできません。

7 合格発表

平成23年9月8日(木)午前9時に長野県内の保健福祉事務所、阿南支所及び長野市保健所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者には通知します。

8 その他

(1) 受験願書に記載していただく個人情報、毒物劇物取扱者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用

等をすることはありません。

(2) 受験願書用紙の請求又はこの試験についての問い合わせは、長野県健康福祉部薬事管理課又は最寄りの保健福祉事務所若しくは長野市保健所に行ってください。

薬事管理課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年4月21日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ伊那福島店
伊那市福島201番 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町二丁目1番20号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町二丁目1番20号 ほか
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年11月30日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,679平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数 285台
 - 駐輪場の収容台数 50台
 - 荷さばき施設の面積 342平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の容量 145立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開 店 時 刻	閉 店 時 刻
午前9時 但し、年間5日以内 午前8時	午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時 間 帯
午前8時30分から午後8時30分まで 但し、年間5日以内 午前7時30分から午後8時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

10か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前6時から午後8時30分まで

8 届出年月日

平成23年3月31日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成23年4月21日から平成23年8月22日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年4月21日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

いちやまmart 諏訪店

諏訪市大字中洲字六斗割3585番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社いちやまmart

山梨県中央市若宮50番地1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名及び名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社いちやまmart	午前10時	午後10時	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分～午後10時30分	午前8時30分～午後10時30分

4 変更年月日

平成23年4月20日

5 届出年月日

平成23年4月7日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年4月21日から平成23年8月22日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、意見を縦覧に供します。

平成23年4月21日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久市小田井ショッピングセンター

佐久市小田井613-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社佐久インターウェーブ

佐久市野沢94-1

3 意見の対象となった届出に係る公告年月日

平成23年3月17日

4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により佐久市から聴取した意見

営業時間に関する周辺住民等からの意見及び問い合わせがあった場合には、十分な説明及び適切な対応をとること。

5 意見書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課及び長野県佐久地方事務所商工観光課

6 縦覧の期間

平成23年4月21日から平成23年5月23日まで

経営支援課

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり行います。

平成23年4月21日

長野県知事 阿部守一

1 試験の日時等

別表のとおりとします。

2 試験の内容

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条の規定による適性試験、技能試験及び知識試験とします。

3 試験の一部免除

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第56条に規定するとおりとします。

4 受験手続等

(1) 提出書類

次に掲げる書類を受けようとする狩猟免許の種類ごとに提出してください。

ア 狩猟免許申請書 1通

イ 猟銃・空気銃所持許可に係る許可証の写し 1通
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃・空気銃所持許可に係る許可証の写し（当該許可を現に受けている場合に限り。）

ウ 医師の診断書 1通

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合に限り。）

エ 写真 1枚

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

オ 返信用の封筒（受験票送付用） 1通

長形3号封筒に申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、80円切手を貼ったもの

(2) 受付期間

ア 第1回試験及び第2回試験

平成23年8月8日（月）から8月19日（金）まで（郵送による場合は、平成23年8月19日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

イ 第3回試験

平成24年1月16日（月）から1月27日（金）まで（郵送による場合は、平成24年1月27日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(3) 受付場所

住所地を管轄する地方事務所林務課

(4) 受験手数料

受験手数料（5,200円。ただし、上記3により試験の一部免除を受ける者にとっては、3,900円）は、長野県収入証紙により納付してください。（申請書の所定の欄にはり、消印はしないでください。）

5 その他

(1) 狩猟免許申請書の用紙は、地方事務所林務課、市役所及び町

村役場で交付するほか、長野県公式ホームページ（<http://www.w.pref.nagano.lg.jp>）からダウンロードすることもできます。

(2) 別表の参集範囲以外の試験会場での受験を希望する者は、受付時に申し出てください。

(3) 狩猟免許試験の受験者を対象とした初心者狩猟免許試験講習会を別日程で開催します。詳細については、最寄りの地方事務所林務課へお問い合わせください。

(4) 狩猟免許試験の実施に際して収集する個人情報、狩猟免許試験のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

区分	日 時	試 験 会 場	参 集 範 囲
第1回試験	平成23年9月11日（日）午前8時30分から午後5時まで	上田市富士12464-226	上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡及び小県郡
		飯田市追手町2丁目678 長野県飯田合同庁舎	飯田市及び下伊那郡
		松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡及び北安曇郡
第2回試験	平成23年10月4日（火）午前8時30分から午後5時まで	上伊那郡辰野町大字沢底字山寺山 長野県宮総合射撃場	岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡及び上伊那郡
		長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野合同庁舎	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡
第3回試験	平成24年2月18日（土）午前8時30分から午後5時まで	佐久市跡部65-1 長野県佐久合同庁舎	上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡及び小県郡
		諏訪市上川1丁目1644-10 長野県諏訪合同庁舎	岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡及び上伊那郡
		飯田市追手町2丁目678 長野県飯田合同庁舎	飯田市及び下伊那郡
		松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡及び北安曇郡
		長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野合同庁舎	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡

森林づくり推進課野生鳥獣対策室